

学校いじめ防止基本方針（概要）

「夢いっぱい」「笑顔いっぱい」「元気いっぱい」の学校を目指して

富谷市立日吉台小学校

「いじめ」は、どの学校でも、どの子にも起こりうるものである

1 「いじめ」のとらえ

(1) 「いじめ」の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条「いじめの定義」）

(2) 「いじめ」にあたるかどうかの判断（認知）

いじめの判断に当たり「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。いじめの認知は、いじめを受けた児童の立場に立って、「いじめ問題対策委員会」を活用して行う。

(3) 具体的ないじめの態様

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視される。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(4) 「いじめ」対応の基本的姿勢

- いじめられている児童には・・全教職員で徹底的に守り抜く姿勢
- いじめている児童には・・「許されない行為である」として毅然とした指導

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

未然防止の基本は、児童一人一人が安心して学校生活を送ることができる学校の環境をつくることがある。その環境をつくるために、全教職員で生徒指導の三機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）を生かした授業づくり、集団づくり、学校づくりを推進する。

(2) 「いじめ」防止のための措置

- ① 全校集会や学級活動などで、教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を醸成していく。また、何がいじめにつながる行為なのか等を具体的に指導する。
- ② 児童の社会性を育むとともに、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ③ 児童一人一人の理解の状況だけでなく心情にも配慮しながら、どの児童も分かる喜びが味わえる授業づくりを進める。

- ④ 児童の自己肯定感を高められるよう、教科指導、特別活動などにおいて、達成感や成就感を味わえるような体験の機会を積極的に設ける。
- ⑤ 児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような、児童会の取組を推進する。

(3) 「いじめ」の早期発見のための措置

- ① 授業、休み時間、給食時間、放課後の時間等の児童の様子に目を配る。
- ② 毎月、学校生活についてのアンケート調査を実施し、いじめに関する情報を得る。
- ③ 夏休みや放課後などに教育相談を実施し、交友関係や悩みを把握する。
- ④ 集まった情報は、校務ソフトの「生徒指導」に記録するとともに、学年や必要に応じて教職員全体で共有する。
- ⑤ 児童や保護者が、いじめに関して教職員に相談しやすいよう、日頃から児童や保護者との信頼関係を築くようにする。

3 「いじめ」対応の流れ

(1) 基本的な考え方

- ① 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。
- ② 各教職員は、いじめに係る情報を適切に記録する。
- ③ 被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- ④ 保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。
- ⑤ いじめの解消については少なくとも以下の2つの要件が満たされている場合とする。
 - ・被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が3か月間止んでいること
 - ・被害児童本人と保護者に対し、面談等で確認し、被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

対応の流れ	対応の内容	対応の留意点
(1) 察知	・「もしかしたら嫌な思いをしているのではないか」という教師としての感覚を働きかせていじめの端緒を把握する。	・「いじめかどうか」より「嫌な思い」「苦痛」を感じているかを問題にする。
(2) 発見	・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為を止める。 ・本人や保護者からの訴え、友人からの情報提供、月1回のアンケート調査、面談などによりいじめを把握する。	・いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。 ・本人や保護者から訴えがあった場合には、真摯に傾聴し速やかに対応する。
(3) いじめられた児童への聴き取り	・担任等、児童が話しやすい教職員が聴取する。 ・嫌な思いはしていないか、困っていることはないか、どのようになることを望んでいるのか等を具体的に聴取する。	・つらさや悔しさを十分に受け止め、自尊感情を高めるようにする。 ・教師は絶対的な味方であること、具体的な支援策を示す。
(4) 相談・報告	・いじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ対策・不登校支援担当者」に報告する。	・直ちに組織的な対応へ移行する。

(5) 認知	<ul style="list-style-type: none"> 担当者は「いじめ問題対策委員会」の招集を要請し、「心身の苦痛を感じたか」を判断基準としていじめの定義に該当するものを全て認知する。 認知した事案を以下の3段階に仕分けする。 <p>【第1段階事案】心身の苦痛を感じたとしているが、学年組織で対応できる事案</p> <p>【第2段階事案】児童や保護者から深刻な訴えがあった、あるいは第1段階事案が繰り返されているなど、組織的な対応が必要な事案</p> <p>【第3段階事案】重大事案が疑われ早急な組織的対応を求められる事案</p> 	
(6) 対応方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ防止基本方針により、対応方針をいじめ問題対策委員会で協議し、校長が決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 場合によっては、SCやSSWに助言を求め、多面的な対応を目指す。
(7) 安全確保	<ul style="list-style-type: none"> いじめを受けた児童の希望に寄り添い教室等での安全を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 座席変更、班編制の変更等に配慮する。
(8) 市教委への報告	<p>【第1段階事案】月ごとの定例報告</p> <p>【第2段階事案】1週間以内に報告</p> <p>【第3段階事案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①認知した段階で速やかに報告し、対応方針の指示を授受 ②調査の経過をその都度報告 ③調査終了後、その結果を報告 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪性のあるいじめと認められる場合、被害届の有無にかかわらず警察に連絡をする。 <p>※いじめ重大事態が疑われる場合には「いじめ問題調査委員会」を設置し調査を実施する。</p>
(9) いじめられた児童の保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> いじめられた児童から聴き取った内容、学校としての対応方針を伝え、今後の調査や対応への保護者の意向を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校として全力を挙げて取り組むことを伝え、今後の対応についての理解を求める。
(10) いじめた児童や周囲にいた児童への聴き取り	<ul style="list-style-type: none"> 担任あるいは他の教職員から担当者を指定し寄り添う姿勢を示しながら聴取する。 傍観者等についても事情を聴き取り背景に関する情報を取得する。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめた児童が複数いる場合は、個別・同時に聞えるよう聴き取り体制を組む。 証言等の証拠を集めて、事実関係を確認しておく。
(11) いじめた児童の保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果、指導方針を連絡する。 いじめた児童がいじめを認めない場合でも、複数の証言等で明らかになった事実であることを知らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめた児童の保護者がいじめを認めず指導に異議を唱えても、「見解の相違」として指導は行う。
(12) いじめた児童への指導	<ul style="list-style-type: none"> 複数の教職員で指導し、必要に応じてその保護者の同席を求める。 いじめをやめない場合には、必要に応じて出席停止や警察への通報を含む学校の対応方針を連絡する。 いじめを認めず、いじめがあったことを認定できない場合も、将来に向かって指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> 形式的な「謝罪の会」は報復やより陰湿ないじめにつながる恐れがあることから行わない。

(13) 双方の保護者へ連絡	・これまでの指導内容や今後の対応について、いじめられた児童及びいじめた児童双方の保護者に連絡する。	・いじめた児童の保護者から自発的に謝罪の希望があった場合は、いじめられた児童や保護者の意向を確認し、慎重に場を設定する。
(14) 防止措置の策定と速やかな実施	・いじめ問題対策委員会を開催し、いじめ防止体制の見直しや防止するための教育の推進について具体策を協議し、全教職員で共有する。	・組織的な見守りの体制を整え、いじめ問題対策委員会が情報を集約する。 ・必要に応じてSCやSSWと情報を共有し、専門家の視点から助言をいただく。
(15) 経過観察と記録、計画的な働き掛け	・最低3か月の経過観察を継続し、いじめられた児童・いじめた児童双方に、意図的な声掛けや最低月1回の面談を実施する。	

4 いじめ重大事態への対処

(1) 生命、心身又は財産に対する重大な被害の疑い（調査主体は市教育委員会）

市教育委員会の指導の下、資料の提出など調査へ協力

(2) 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（調査主体は主に学校）

- ① 調査組織を設置（専門家等第3者の参加）
- ② 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施
- ③ いじめを受けた児童とその保護者に対して情報を適切に提供
- ④ 調査結果を市教育委員会に報告
- ⑤ 調査結果を踏まえた適切な措置

5 いじめ対策の評価と公表

(1) 全教職員が参加して、年度末に基本方針の点検と見直しを行う。

- ① いじめ防止等に向けた取組の効果
- ② いじめの認知件数及びいじめ対応の状況
- ③ その他

(2) 学校いじめ防止基本方針や、学校の取組状況については、学校便り等を通して保護者や地域に広く公表していく。

(3) 学校の取組については、PTAの会議や学校評議員会などでも話題にして、改善のための助言や情報をいただく。

6 専門スタッフ・関係機関との連携

学校の組織的な取組に加え、必要に応じて関係機関と連携し、多面的な対応ができるよう取組を進めていく。

いじめ対策・不登校支援担当者	・校内のいじめ情報の集約 ・「いじめ問題対策委員会」の企画・運営 等
教頭	・関係機関等との連絡調整
教育相談担当者	・SCやSSW等専門家との連絡調整

7 いじめ問題対策委員会

